

地域商業・商店街活動応援事業補助金

埼玉県では、商店街等が実施する地域商業活性化のための新たな取組に対する補助制度を実施しています。皆様のチャレンジを後押しする補助金をぜひご活用ください！

対象者 県内の **商店街、商工団体、商業者グループ等**（さいたま市を除く）

対象事業 下記①～⑤のいずれかで、**交付決定通知後に着手し**（支出や契約など準備等含む）、**令和9年3月15日(月)までに完了**（経費の支払い含む）する事業 チラシ p3参照

取組	例	補助率（補助上限額）
① 賑わい創出に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ・集客イベント （スタンプラリー、まちバル、季節行事、地元スポーツチームと連携したイベント等） ・商店街のPR （CM、冊子、折り込みチラシの作成等） 	補助対象経費の1/2 （上限25万円）以内
② 複数の商店街等が連携する広域的な取組 <small>チラシ p4参照</small>	<ul style="list-style-type: none"> ・商店街同士や商工団体の連携による賑わい創出 （連携・共同によるイベント実施や商品開発等） ※①の取組 + α（他商店街等とのコラボ）	
③ 専門家派遣と組み合わせ合わせたPDCAの取組 <small>チラシ p4参照</small>	<ul style="list-style-type: none"> ・専門家と共に、企画(P)・実行(D)・検証(C)・改善(A)のPDCAプロセスを経て検討・実施する賑わい創出 ※①の取組 + α（専門家のサポートによるPDCAの実施）	補助対象経費の2/3 （上限50万円）以内
④ 空き店舗の解消に向けた取組 <small>チラシ p5参照</small>	<ul style="list-style-type: none"> ・空き店舗調査・データベース化 ・空き店舗ツアー・マップの作成 ・シェアカフェ等の運営 など 	
⑤ 商店街のDX推進に向けた取組 <small>チラシ p5参照</small>	<ul style="list-style-type: none"> ・導入したシステムのデータを活用する取組 （販売データ等を活用した研究会等） ・デジタル技術を活用して行う商店街の賑わい創出（デジタルスタンプラリー等） 	

応募締切 チラシ p2参照

応募方法 ホームページに掲載中※の**実施計画書等**を作成のうえ、**下記商業担当宛てにメールにてご提出ください。**

※ホームページの詳細はチラシp2をご参照ください。

HPはこちら↓



お問い合わせ&
実施計画書の
提出先

埼玉県 産業労働部 商業・サービス産業支援課（商業担当）

【住所】 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

【Tel】 048-830-3754 【Fax】 048-830-4812 【E-mail】 a3750-11@pref.saitama.lg.jp

各日正午 プレゼン審査日を変更させていただく可能性がございます。

第1回	4月3日(金)	※プレゼン審査日	4月16日(木)
第2回	4月30日(木)	※プレゼン審査日	5月21日(木)
第3回	5月29日(金)	※プレゼン審査日	6月17日(水)
第4回	6月30日(火)	※プレゼン審査日	7月17日(金)
第5回	7月31日(金)	※プレゼン審査日	8月19日(水)
第6回	8月31日(月)	※プレゼン審査日	9月16日(水)
第7回	9月30日(水)	※プレゼン審査日	10月19日(月)
第8回	10月30日(金)	※プレゼン審査日	11月17日(火)
第9回	11月30日(月)	※プレゼン審査日	12月17日(木)
第10回	12月18日(金)	※プレゼン審査日	1月13日(水)
第11回	1月19日(火)	※プレゼン審査日	2月3日(水)

補助事業の応募にあたって

- (1) 応募締切から交付決定まではおよそ1か月となります。
※事業着手は交付決定後から可能
- (2) 申請区分②～⑤に該当する取組はプレゼン審査への出席が必須となります。
- (3) 令和9年3月15日(月)までに完了(経費の支払い含む)する事業が対象となります。

応募方法

ホームページに掲載中の**実施計画書等**を作成のうえ、**下記商業担当宛てにメールにてご提出ください。**

HPはこちら↓

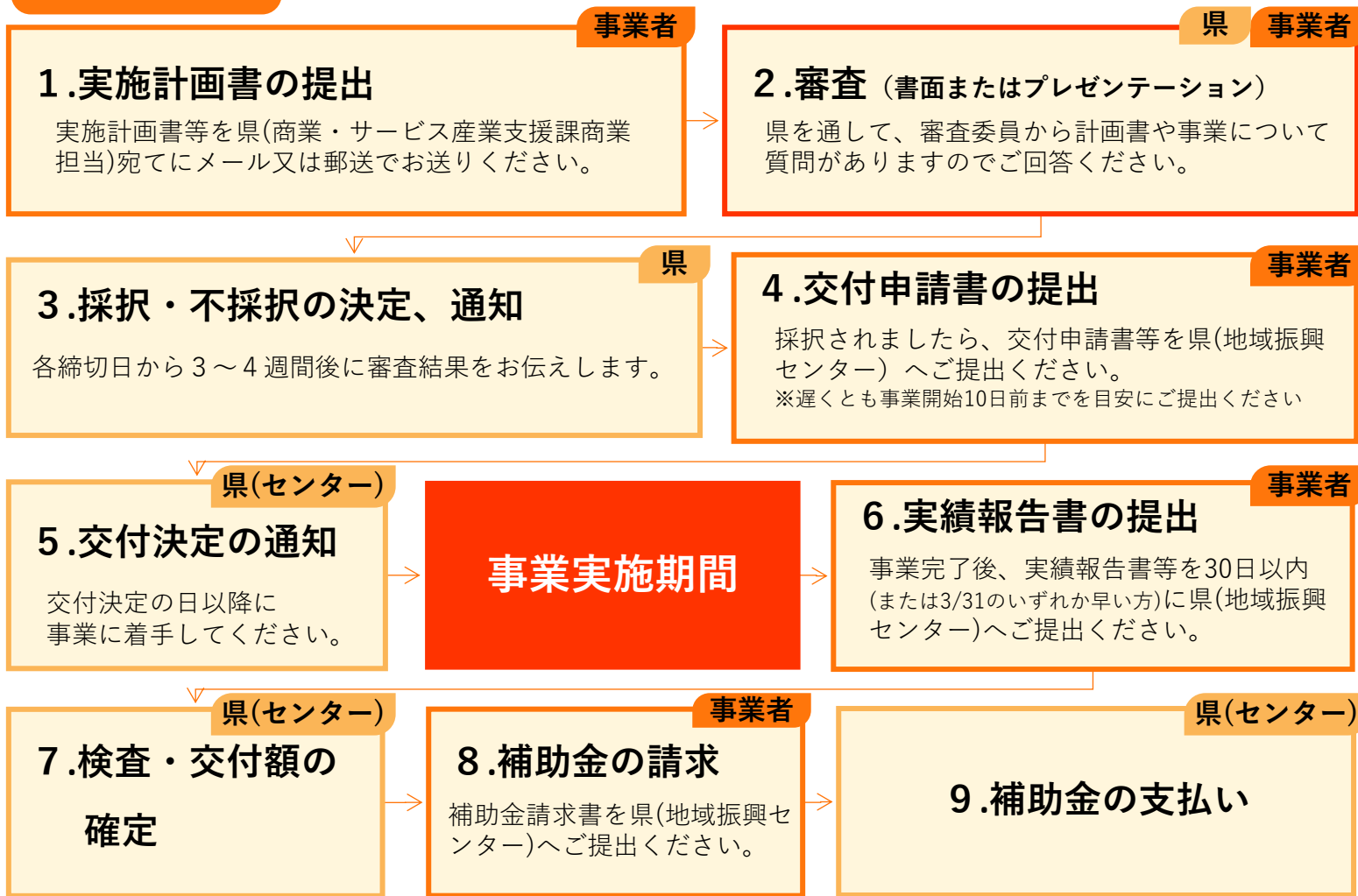
【ホームページ】様式のダウンロードはここから↓制度の詳細・様式・記入例など公開中!

(埼玉県商業・サービス産業支援課 → 商業・商店街支援 → 地域商業・商店街活動応援事業)

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0802/shogyo-sesaku.html>



ご利用の流れ



【交付決定の時期】各応募締切日からおよそ1か月

※交付決定通知が届いた後に事業着手(支出や契約など準備等含む)、令和9年3月15日までに完了(経費の支払い含む)する事業が対象です。

具体的な交付決定予定日等は実施計画書の提出前にご相談ください。

補助事業の実施にあたって

補助事業実施の効果について報告をお願いします。

- (1) [対象事業:全て] 申請時(実施計画書)と交付申請時(交付申請書)
→事業実施による達成目標を設定し、それを測る指標と測定方法を記入
- (2) [対象事業:全て] 補助事業終了後(実績報告書)
→測定結果と目標達成度の自己評価を記入
- (3) [対象事業:②～⑤] 事業完了から6ヶ月～1年後(事業実施効果等報告書)
→測定結果と、効果の持続状況を記入

来客数●人増加!

売上●%UP!

[対象事業]

- ①賑わい創出の取組
- ②広域連携の取組
- ③PDCAの取組
- ④空き店舗解消の取組
- ⑤DX推進に向けた取組

補助できる経費・できない経費

●補助対象経費

イベントアルバイト代・講師謝礼・出演料、印刷製本費、物品などの購入費、郵送代、広告費・地域情報誌掲載料・チラシデザイン料、設営などの委託費、会場・設備などの賃借料、イベント保険料 等

●補助対象外経費

他の用途にも使用可能な事務用機器等の購入費、景品代、割引料、旅費、飲食代 等

※上記に例示した経費であっても内容によって、それぞれ対象外・対象内となる場合がございます。 3/6

②複数の商店街等が連携する広域的な取組

- ①商店街組織、商工団体、商店街連合会等が連携して取り組む
 - ②広域的で
 - ③新規性があり
 - ④今後も継続して実施する見込みがある事業が対象です。…原則1商店街エリアを超えること
- 詳細は交付要領をご確認ください(ホームページにて掲載中)。

【実施体制の例】

(例1) 実施主体：商店街組織

連携先：1つ以上の商店街(商店街組織内における商業者グループ等の単位(商店街組織内の部会など)での連携も含む。)

(例2) 実施主体：商工会・商工会議所

連携先：2つ以上の商店街組織

(例3) 実施主体：市・地区商店街連合会

単独実施：加盟商店街組織の内、過半数以上の参加

連携実施：他の市・地区の商店街連合会、連合会に加盟していない単一の商店街

③専門家派遣と組み合わせたPDCAの取組

取組の中で、PDCAの4段階を実践する事業が対象です。

なお、P(計画)及びC(評価)については**専門家派遣の利用が必須**※です。(派遣無料)

※既に専門家派遣によりP(計画)を実施済みである場合を除く ※複数段階・複数回の利用も可能

詳細は交付要領をご確認ください(ホームページにて掲載中)。

【取組の流れ(例)】

派遣必須

ステップ①(Plan:計画) 取組内容の検討・計画の作成

▼専門家と一緒に取組内容を検討し、
計画を作成・ブラッシュアップする

【検討の例】

- ・目的の確認
- ・目標の設定
- ・スケジュール
- ・役割分担 等

【目標(うち指標)の例】

- ・満足度
- ・来街者数
- ・売上 等

ステップ②(Do:実行) 計画の実行

▼賑わいづくりの取組を実行する

【取組の例】

- ・集客イベント
(スタンプラリー、まちバル、季節行事等)
- ・商店街のPR
(CM、冊子、折り込みチラシの作成等)

専 門 家
に よ る
サ ポ ー ト

ステップ④(Action:改善) 取組の見直し・改善案作成

▼対策や改善案を検討・作成し、次回の
取組につなげる

派遣必須

ステップ③(Check:検証) 取組のふり返り・評価

▼専門家と一緒に取組をふり返る

- ・計画通り実施できたか? できなかった要因は?
- ・計画は妥当だったか? 等

▼効果検証・要因分析を行う

- ・設定した目標の達成度合いは? 等

※本メニューは、商店街の自主事業をより良いものにし活動を継続していただくために、商店街の皆さんと専門家が必要の計画段階から一緒に議論し検討・評価するなど、補助事業に合わせて専門家派遣を行うメニューです。

専門家派遣とは?

派遣無料

様々な分野の専門家と一緒に商店街活動や商店経営に関するお悩み・課題に取り組めます。
必要に応じて複数回にわたる継続的な派遣が可能です。

(専門家の例) イベント企画、建築士、デザイナー、まちづくりコンサルタント等



専門家派遣HPはこちら→

④ 空き店舗の解消に向けた取組

本メニューは、空き店舗を活用するためのソフト事業が対象です。

そのため、空き店舗の改修費等は補助対象になりません。

※空き店舗の解消に向けた取組は、長い期間にわたって持続的に取り組まなければならない場合も考えられるため、年度内（補助対象期間）に実施する計画のうち一部分の取組のみ補助対象とすることもできます。

【取組の流れ(例)】

ステップ①

現状調査・情報の整理

- ▼物件の調査
・オーナー情報、貸出し条件、建物の状態等の確認
- ▼データベース化
・容易に活用できるよう調査結果を整理

ステップ②

活用方法の検討

- ▼ニーズの把握等
・商店街利用者、商店街会員等へのアンケート
・結果集計と分析
- ▼企画の具体化
・出店希望業種、活用方法の検討

ステップ③

貸店舗化に向けた調整 ・貸店舗化

- ▼オーナーとの調整
・貸出し条件の調整
・賃料の引下げ交渉
・貸し店舗化の交渉
- ▼空き店舗マップ作成
・調整済みの空き店舗情報を見える化し公開

ステップ④

出店、利活用に向けた実施計画の作成

内容、スケジュール、目標、役割分担等

ステップ⑤

計画実行

- ▼出店者とのマッチング
・空き店舗見学ツアー開催
・創業塾と連携したマッチングの実施
・チャレンジ出店の実施
- ▼事業実施主体による利活用
・商店街等が借り上げて運営
(シェアカフェ、セレクトショップ等)

賃料の補助に関する留意事項

この補助金では、「実施主体が借り上げた物件のチャレンジ出店期間の賃料」及び、「実施主体が借り上げる際の賃料」について補助対象とすることができます。

補助対象となる物件の要件は交付要領をご確認ください(ホームページにて掲載中)。

⑤ 商店街のDX推進に向けた取組

商店街において、一体的にデジタル技術を活用し、商店街の来街者の利便性向上及び商店街の活性化を図る、DX推進に向けた新たな取組が対象です。

取組例①

- ▼導入したキャッシュレス決済端末等の活用に資する取組
・キャッシュレス決済端末等から出力した販売データ等を活用する商店街活性化のための研究会等

取組例②

- ▼キャッシュレス端末等を活用した商店街DX推進に資する商店街活性化の取組
・デジタルスタンプラリー
・商店街のイベントと合わせた電子クーポン券の発行等

対象外事業

- ▼ホームページ作成事業
- ▼インフルエンサー等への広報委託事業
- ▼デジタル技術の活用を伴わないイベント事業
- ▼過去に実施したことのある事業

お問い合わせ&
実施計画書の
提出先

埼玉県 産業労働部 商業・サービス産業支援課 (商業担当)

【住所】 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

【Tel】 048-830-3754 【Fax】 048-830-4812 【E-mail】 a3750-11@pref.saitama.lg.jp



埼玉県の商店街支援施策

埼玉県商業・サービス産業支援課で行っている他の商店街支援施策をご案内します。

1 補助金

✿ 商店街等施設整備事業補助金

商店街の来街促進・売上向上を図るために行う施設整備事業にご活用いただけます。

✿ 『新たな担い手』による商店街賑わい創出事業補助金

商店街への新たな担い手の呼び込みや新たな担い手によるイベントの開催などにご活用いただけます。

2 専門家派遣

❖ 専門家等派遣事業

商店街の課題解決に向けて中小企業診断士等の各種専門家と共に取り組めます。

3 セミナー・ワークショップ

◇ 人材育成事業

商店街・商店街支援者の担い手育成のためのセミナー及びワークショップを開催しています。

HPはこちら↓

【ホームページ】様式のダウンロードはここから↓制度の詳細・様式・記入例など公開中！

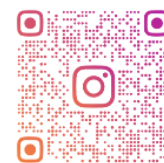
(埼玉県商業・サービス産業支援課 → 商業・商店街支援 → 地域商業・商店街活動応援事業)

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0802/shogyo-sesaku.html>



【Instagram】本補助金を活用いただいたイベントの情報を発信しています！

http://www.instagram.com/syoutengai_kurabu/



SYOUTENGAI_KURABU

お問い合わせ&
実施計画書の
提出先

埼玉県 産業労働部 商業・サービス産業支援課（商業担当）

【住所】〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

【Tel】048-830-3754 【Fax】048-830-4812 【E-mail】a3750-11@pref.saitama.lg.jp